

鉍害防止資金・鉍害負担金資金融資審査基準

平成 20 年 2 月 7 日
2008 年（評価）業務通達第 55 号
最終改正 令和 2 年 2 月 21 日

鉍害防止資金・鉍害負担金資金貸付細則（2004 年（鉍融）業務細則第 5 号）第 8 条に定める鉍害防止資金及び鉍害負担金資金の貸付対象案件の採択に当たっては、別表の技術的審査事項、事業実施関連審査事項及び財務的審査事項に係る審査項目並びに審査基準に基づき総合的に審査を行うこととする。

附 則

この業務通達は、平成 20 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この業務通達は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この業務通達は、平成 26 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この業務通達は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。

別表 鉍害防止資金及び鉍害負担金資金融資に係る審査項目及び審査基準

1. 技術的審査事項

審査項目	審査基準
(1) 貸付対象事業の妥当性 (鉍害防止資金のみ)	
① 鉍害防止工事	・ 鉍害防止のための発生源対策工事として必要であること。 ・ 鉍害防止施設の維持管理のために必要な工事であること。 ・ 費用は、過去の実績又は当該地域の一般的な水準と比較して妥当であること。
② 坑廃水処理施設の運転管理事業 (以下「坑廃水処理事業」という。)	・ 鉍害防止のための坑廃水処理事業として必要であること。 ・ 処理水の水質は水質汚濁防止法等に基づく排水基準値内（地方公共団体等による上乘せ基準がある場合はその基準値内）であること。 ・ 費用は、過去の実績又は当該地域の一般的な水準と比較して妥当であること。

③ 運営・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱害防止のための事業として実施体制は適切であること。 ・ 非常時の連絡体制は適切であること。
-----------	---

2. 事業実施関連審査事項

審査項目	審査基準
(1) 貸付先の資格要件	
① 法的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付けを受ける法人又は個人が次のいずれかに該当すること。 ① 鉱害防止事業を行う法人又は個人（鉱山保安法に定める鉱業権者、同法第39条の定めに基づく命令を受けたみなし鉱業権者、その他鉱害防止事業に必要な資金を負担する者） ② 鉱害防止事業基金に拠出を行う法人又は個人 ③ 公害防止事業費事業者負担法に定める鉱害負担金を負担する法人又は個人
② 連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱害防止資金及び鉱害負担金資金貸付業務要領（以下「業務要領」という。）に定めた連帯保証人を有すること。
(2) 貸付対象事業の妥当性	
① 対象となる金属鉱業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、硫黄及びほたる石の採掘並びにこれに付随する選鉱、製錬その他の事業とする。
② 貸付対象事業 ②-1 鉱害防止資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（以下「特措法」という。）第5条に基づく鉱害防止事業計画、又は貸付事業年度の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金実施計画に基づく事業であること。 ・ 金属鉱業等において使用を終了した特定施設に係る鉱害を防止するための事業であって、鉱害の防止に効果があると認められる次のいずれかに該当するもの。 <p>< 鉱害防止工事：発生源対策工事 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 坑道の坑口の閉そく事業 (b) 捨石又は鉱さいの集積場に係る廃水又は集積物の流出等に対する鉱害防止事業 <ul style="list-style-type: none"> ① かん止堤の法面及び集積物表面の保護工事（覆土・植栽等） ② 場外水及び場内水の排除施設の設置又は改

	<p style="text-align: center;">修工事等</p> <p>(c) 坑廃水の処理に必要な施設の設置事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 坑廃水処理施設の設置又は改修工事 ② 坑廃水の集水、導水施設の設置又は改修工事 ③ 坑廃水処理による沈殿物の堆積場の設置工事等 <p><坑廃水処理事業> 坑廃水処理施設に係る運転管理事業</p> <p><鉱害防止事業基金への拠出金> 特措法第12条の規定に基づき、採掘権者又は租鉱権者（鉱山保安法第39条に基づく命令を受けたみなし鉱業権者を含む。）に対して産業保安監督部長から通知された拠出金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時災害復旧事業については、次のいずれかに該当するものであって産業保安監督部長等が緊急に実施する必要があると認めるもの。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 災害救助法の適用があった市町村の区域及びこの区域に隣接する区域において、概ね500m³以上の集積物の流出又は概ね9,000m³以上の坑内水若しくは土砂の突出等により、①から③のいずれかの被害が発生したこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 構築物の損壊又は流出 ② 耕地の損壊又は流出 ③ 下流河川等の汚染 (b) 坑道の崩落等鉱山特有の事由により発生した災害により(a)と同等の被害が生じたこと。
<p>②-2 鉱害負担金資金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属鉱業等に係る事業活動に伴い発生する特定有害物質（カドミウム、銅、砒素）により被害が生じた農用地等について、その有害物質を除去するために国又は地方公共団体が実施する公害防止事業に要する費用として、当該事業を実施する国又は地方公共団体から通知された鉱害負担金を負担するための資金であること。
<p>③ 鉱害防止工事計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の鉱害防止工事に対する貸付けの場合は、所轄の産業保安監督部長等に対して鉱山保安法上の見地からの鉱害防止工事計画の技術審査を依頼し、当該工事の必要性及び妥当性に関する審査の結果を確認する。

3. 財務的審査事項

審査項目	審査基準
(1)貸付先の資格要件	
① 企業財務（償還確実性）	財務内容等の評価により貸付先又は連帯保証人の経営状況を把握し、貸付金の償還確実性が十分であることを確認する。
② 担保評価	担保（特定担保留保物件及び登記留保物件を含む）もしくは鉅害防止資金・鉅害負担金資金貸付業務要領に定める「担保提供可能物件」の評価額が貸付金額に対して十分であること、及び換金可能性が十分であることを確認する。